

岩手県告示第741号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 盛岡市玉山区旗井沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市玉山区白沢地内の電話ケーブル盛岡好摩線251号柱から360号柱及び中央A線27号柱から23号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 盛川・大船渡湾特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市地内の国道45号と市道権現堂久名畑線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み主要地方道大船渡綾里三陸線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道野々田川口線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み川口橋と大船渡湾海岸線との交点に至り、同点から大船渡湾海岸線に沿って弁天岬、大船渡湾口防波堤を迂回して進み川口橋と市道盛川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道丸森権現堂線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道権現堂久名畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 三陸町北里特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市三陸町地内の民有林284林班の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 陸前高田市矢作特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 陸前高田市矢作町地内の電話ケーブル高田矢作線のケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 陸前高田市嶋部・気仙川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 陸前高田市地内の国道343号と市道気仙川右岸線との交点を起点とし、起点から国道343号を北東に進み市道大畑1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道見世前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道気仙川左岸1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道今泉高田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道神崎右岸線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道今泉下矢作線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道嶋部線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道今泉下矢作線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道気仙川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 6 (1) 名称 住田町世田米駅特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 気仙郡住田町地内の国道340号と町道火石大崎線との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み町道火石川向線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道役場前線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道清水沢上和野線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道世田米駅前線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道清水沢只越線との交点に至り、同点から同町道を北に進み国道107号と町道大崎線の接点から民家の切れ間に沿い町道清水

沢只越線に交わる線との交点に至り、同点から同線を南東に進みさらに南に進み町道大崎線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道世田米駅前線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道火石大崎線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 住田町上有住土倉特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 気仙郡住田町地内の一般県道釜石住田線と白蓮洞出口付近の山頂から一般県道釜石住田線に向かう線との交点を起点とし、起点から一般県道釜石住田線を北東に進み町道滝観洞線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み白蓮洞出口付近の山頂に向かう線との交点に至り、同点から同線を南東に進み白蓮洞出口付近の山頂から一般県道釜石住田線に向かう線との交点に至り、同点から同線を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 釜石市日向特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 釜石市地内の市道ふれあい湖畔線と市道小川温泉線との交点を起点とし、起点から市道ふれあい湖畔線を北西に進みさらに北東に進みさらに南東に進み市道上小川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み小川川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み日向ダム堤体に至り、同点から同堤体に沿って南に進みダム建設作業路との交点に至り、同点から同作業路を西に進み小川川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道小川温泉線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 山田町間木戸特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の電話ケーブル浪板宮古線287号柱から191号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 岩泉町浅内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の電話ケーブル二升石大川線25号柱から115号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 田野畑村尾肝要特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村沼袋地内の電話ケーブル岩泉普代線281号柱から321号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 洋野町城内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の主要地方道軽米種市線と町道城内線との交点を起点とし、起点から主要地方道軽米種市線を南西に進み町道城内線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道城内大沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道城内田毛線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道城内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 洋野町伝吉特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道45号と町道角ノ浜伝吉線との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み町道伝吉浜平線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道角ノ浜伝吉線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

14(1) 名称 洋野町金ヶ沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道395号と主要地方道八戸大野線との交点を起点とし、起点から国道395号を北西に進み町道内の沢線へ通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み町道内の沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道柏木畑万谷線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道長根線との交点に至り、同点から同町道を東に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み大野川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み金ヶ沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

15(1) 名称 二戸市猿越峠特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市湯田地内の電話ケーブル二戸大萩野線L7-6号柱からL10-12号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

16(1) 名称 洋野町水沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の町道帯島水沢線と町道オリバ線との交点を起点とし、起点から町道帯島水沢線を南西に進み林道水沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道オリバ線へ通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み町道オリバ線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器